

【延期の事由と証明者（書）】

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第7条

修了確認期限の延期事由	証明（証明書）の方法	延期期間等	
①指導改善研修中 ・・・公立学校のみ	所属長、服務監督者又は任命権者の証明（書）	事由の終了後2年2か月の範囲内	
②-1 心身の故障による休職中（本県：病気休職）	所属長、服務監督者、任命権者又は雇用者の証明（書）		
②-2 刑事事件に関し起訴されたことによる休職中			
②-3 引き続き90日以上病気休暇の期間中			
②-4 90日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるもの<要相談> ・・・一定の連続した病気休暇により、修了確認期限内に受講ができなくなった場合が該当し、単に短期間の病気休暇を取得した場合は対象とはなりません。			事由の終了後2年2か月の範囲内で必要と認める期間
②-5 産前及び産後の休業の期間中（出産休暇）			事由の終了後2年2か月の範囲内
②-6 育児休業の期間中			
②-7 介護休業の期間中（介護休暇）			
③地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること<要相談> ・・・短期間の交通途絶の場合は、その途絶により更新講習が受講できず、修了確認期限内に受講ができなくなった場合が該当し、単に短期間に交通が困難となったことだけでは対象とはなりません。	交通が困難であることを証する者の証明（書）	事由の終了後2年2か月の範囲内で必要と認める期間	
④海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること	所属長、服務監督者、任命権者又は雇用者の証明（書）	事由の終了後2年2か月の範囲内	
⑤外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること			
⑥大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること（取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状を有している者に限る。）	・大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程の在学証明（書）及び取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状の写し ・教育公務員特例法第26条第1項により大学院修学休業を許可さ		

修了確認期限の延期事由	証明（証明書）の方法	延期期間等
	<p>れた場合にあつては当該許可を証する者の証明（書）</p>	
<p>⑦教育職員として任命され、又は雇用された日から普通免許状又は特別免許状の修了確認期限までの期間が2年2か月未満であること</p>	<p>所属長、服務監督者、任命権者又は雇用者の証明（書）</p>	<p>任用され、又は雇用された日から2年2か月の範囲内</p>
<p>⑧平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと</p>	<p>所持するすべての免許状の写し</p>	<p>授与の日（複数ある場合は最も遅い日）の翌日から起算して10年の範囲内</p>
<p>⑨初回の修了確認期限が、その者の有する普通免許状及び特別免許状のうち最新の免許状の授与の日の翌日から起算して10年を超えない日であること</p>		